

鯨及びその調製品 (本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの (外国の港湾内で船積みされたものを除く。)) を除く。)) の事前許可制移行について

輸入注意事項54第10号 (54.7.2)

昭和54年6月28日付け通商産業省告示第279号 (輸入公表の一部を改正する告示) により、国際捕鯨取締条約の非加盟国を船積地域又は原産地とする鯨及びその調製品 (本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの (外国の港湾内で船積されたものを除く。)) を除く。)) の輸入は、昭和54年7月5日以降事前許可制に移行することとなりました。

このため、昭和54年7月4日以前に輸入の承認を受け又は輸入の届出をした場合であっても、関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第52条第1項の規定による倉入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第52条第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合には、当該輸入承認証又は輸入届出受理証では輸入できませんので別途輸入貿易管理令第10条第二号の規定に基づき通商産業大臣の事前許可を受けて下さい。